

令和8年度広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務

2 事業の目的

障害者の経済的な自立を進めるため、専門家の派遣等の支援を行うことにより、県内の障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）が工賃向上に向けて、自らの課題を抽出し、解決できるスキルを習得することを目的に実施するものである。

3 業務内容

(1) 事業所の工賃向上スキルアップ研修

工賃向上のスキルアップのための基礎研修（座学、個別ワーク、グループワーク等で構成）をオンラインで実施することとし、研修では、他事業所との情報交換ができる機会も設けること。より多くの事業所が研修を受講することができるよう、周知方法、実施内容等について県と協議の上、決定すること。

ア 対象者

県内の就労継続支援 B 型事業所の管理者等

イ 実施時期

令和8年11月頃

ウ 研修内容等

研修募集チラシを作成し、県と調整の上、参加事業所の募集受付を行う。

申し込みのあった事業所に対して、事前に現状分析・課題を抽出させるため、ワークシート（現状分析シート、事業別検討シート）を作成・送付するとともに、必要に応じてワークシートの作成方法についてオンラインでアドバイスをを行う。

研修については、工賃向上の意識を高める内容とし、現状分析から課題解決のプロセスを習得し、研修後に活用できるものとする。

なお、研修会へ参加した事業所へアンケートを実施し、アンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。

実 施 手 段：オンライン（当日受講できない事業所向けの録画・配信含む）

実 施 時 間：3時間程度

プログラム内容：工賃向上の基礎知識について（レクチャー）

事業所の課題共有

高工賃の事業所事例紹介

目標工賃の設定方法について（講義）

目標工賃の達成方法について（講義）

意見交換、質疑応答

(2) 専門家派遣等による事業所支援（個別コンサルティング）

事業所の工賃を向上するために解決すべき課題を抽出し、改善策を導き出すための方法をわかりやすく伝え、事業所が自ら継続して取り組むことが可能な仕組みが構築できる具体的な支援を行うこと。

また、事業所が自ら取組の成果を検証できるものを提供すること。

ア 対象事業所

県に工賃向上計画を提出し、実績を報告している事業所の中で、(1)の研修を受講（後日、録画視聴含む）している事業所。特に、全国平均工賃以下の事業所の参加を促す。

イ 実施対象事業所の選定

専門家派遣を実施する事業所の選定にあたって、(1)の研修に参加した事業所の中から、県と協議の上、3事業所を選定する。

ウ 実施時期

令和8年12月から令和9年2月の間

エ 実施方法等

選定した3事業所に専門家を派遣する。

派遣は、各事業所において3回実施するものとし、初回はオンライン、2回目に現地訪問、3回目はオンラインでの実施とすること。なお、3回目以降も、必要に応じてメールやリモートで相談等に対応すること。

派遣の実施内容や時期については、各事業所の実態や課題内容に応じて事前にスケジュールを調整・決定するとともに、課題抽出から改善策を導くための手法やポイント等を整理し、具体的な指導を実施すること。なお、派遣後も事業所が継続的に取り組める仕組みとなるよう工夫した内容とすること。

オ 派遣指導の成果を事業所が継続して検証できる仕組みや事業所が実施できる取組内容を具体的に提示し、派遣事業により得られた効果を翌年度以降も事業所が単独で把握・検証できるものとする。

カ 専門家派遣により実施した事業所の取組については、他の事業所でも活用できるよう成果報告書として取りまとめること。なお、取りまとめに当たっては、事前に派遣事業所へ公表可能な内容であるか確認するなど、情報管理を徹底すること。

(3) 成果発表会

事業の取組・成果について、派遣や面談の対象とならなかった事業所も参加できる発表会を開催することとし、参加事業所の募集チラシを作成し、県と調整の上、募集受付を行うこと。発表会は、事例報告やパネルディスカッション等を通して、工賃向上に向けての取組を多くの事業所へ伝えることができるものとする。

なお、成果発表会へ参加した事業所へアンケートを実施し、アンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。

ア 対象者

県内の就労継続支援B型事業所

イ 実施時期

令和9年3月

ウ プログラム内容

実 施 手 段：オンライン

実 施 時 間：3時間程度

プログラム内容：派遣事業所による成果発表

派遣事業所へのサポート内容の共有

工賃アップした事業所の事例紹介

意見交換、質疑応答

エ 実施報告書の作成

派遣先事業所の現状分析の内容、各派遣時（派遣実施日ごと）の課題抽出方法や改善策の検討、指導内容等の実施内容を具体的に記載すること。全派遣終了後に、派遣先事業所の課題に対する効果的な取組や具体的な指導内容をまとめること。また、その内容が他事業所でも活用できるよう、ケーススタディを簡潔にまとめた指導資料（概要版）及び、現状分析、課題抽出、効果検証等の手順やポイント、実施方法等をわかりやすくまとめた実践用テキスト（詳細版）を作成すること。

(4) その他

個別コンサルティング実施事業所については、必要に応じて、本事業終了後も次年度以降の事業計画のアドバイスや計画の進捗状況について、メール、電話でヒアリングを実施し、県に状況を報告することにより、事業所と県が一体的に工賃向上に取り組める体制づくりを支援すること。

4 履行機関

契約日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

広島県内とする。

6 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめた報告書を作成し、本業務で作成した成果品等とあわせて別紙を添えて提出すること。

なお、報告書は、次の内容を必ず記載すること。

(1) 本事業の実施報告

各取組、各事業所別に、次の事項を踏まえた内容を取りまとめたもので報告すること。

ア 実施日時、手段、実施内容

イ 各事業所の課題と本事業の取組による効果、考察

ウ 派遣事業後も継続して実施・検証できる仕組みの提案内容

- (2) 数値的、視覚的に分かりやすい報告書とすること。
- (3) アンケート分析結果や、参加事業所リストなど事業実施で得たデータの提出
- (3) 報告書及び成果品等は紙媒体及び電子媒体で県が指定する日までに提出すること。

7 成果品の帰属及び機密の保持

(1) 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条規定に定められた権利を含む）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(2) 成果品の利用

県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守するとともに、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。
- (2) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 契約に関する条件等

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 業務を行うに当たっては、十分な能力及び資質を備えた専門家を確保すること。
- (3) 受託者は業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、再委託ごとに業務の内容、再委託先の概要等について事前に県に協議し、承認を得なければならない。
- (4) 業務の実施に必要な施設、事務機器等（パソコン、事務用品等）は、受託者において備えること。
- (5) 本仕様書に関して疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

別紙

令和8年度広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務完了報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

団 体 名 称

代表者職・氏名

令和8年 月 日付けで締結したこの委託業務が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 実施状況及び指導内容資料等

「実施日時、手段、内容」、「各事業所の課題と本事業の取組による効果・考察」、「派遣事業後も継続して実施・検証できる仕組みの提案内容」の記載必須

- (1) 工賃向上スキルアップ研修
- (2) 専門家派遣等による事業所支援（個別コンサルティング）
- (3) 成果発表会

2 収支計算書

具体的な項目ごとの記載とする。

※「一式」の記載不可

3 受講者名簿（任意様式：Excel形式のもの）

4 その他、アンケート分析結果や、受講者から出された意見・要望など参考となるもの等